

2万4千円となりました。

国民健康保険特別会計は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減制度の拡充並びに高額療養費制度の自己負担限度額の見直しに伴う経費として939万5千円を追加補正し、総額53億5、180万8千円となりました。

第3回臨時会

◎権利の放棄

平成18年から平成19年にかけて、元暴力団員の住民が不当に巨額の生活保護費を詐取していた事件を巡り、滝川市長に対して、前市長、前副市長及び元職員ら計5人に2億3、886万円の損害賠償請求等をするよう求めていた住民訴訟において、札幌高等裁判所は4月25日に市長に対し、元職員3人へ合計1億3、465万円の損害賠償の請求等をせよとする第2審判決を言い渡しました。その後、市と原告双方が期日までに最高裁判所への上告を行わなかったことから当該判決が確定しましたが、市は3人の元職員に対する損害賠償請求等に係る全ての権利を放棄する議案を臨時会に提案しました。

提案理由

市からは、①判決において違法とされた通院移送費の支給決定については、当該元職員が違法行為を誘導し、又は違法行為に加担したものではなく、市として組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたことによる責任が大きいものであったため、②判決において当該元職員が滝川市に与えたと認められた損害については、市職員全体の給与削減及び市民等からの寄付などにより補てんされているため、③当該元職員については、すでに懲戒処分等の組織的な対応が行われているため、の3点を主な理由として総合的に考慮し、その全ての権利を放棄したいとする説明が行われました。

一部修正案の提出

この提案に対し渡辺精郎議員、清水議員から、①判決で、通院移送費の支給は違法であり支給を行ったことについて著しい注意義務違反があったものとして重過失が認められたことから、全ての権利は放棄しない、②当該元職員は年金を主たる収入とする年齢であり、年金や退職手当の額などを総合考慮する、などの理由により、「放棄する権利の内

容を判決で命じられた額の4分の3に相当する額」とする一部修正案が提出されました。

審議

原案、修正案に対し、述べ11人の議員が質疑を行うなど、慎重な審議を行いました。

討論

各会派等がそれぞれの立場で討論を行いました。

原案に賛成し修正案に反対

○市民クラブ 判決の重み、現実的に市財政に実質的な損害を与えたかどうか等に対して熟慮を重ね原案に賛成

○新政会 本市の将来を見据え原案で述べられた放棄の理由に賛成

○公明党 市として組織的な対応、判断の適正さを欠いたことが最大の要因で、司法判断は重く受け止めるものの、原案に対して賛成

原案に反対し修正案に賛成

○渡辺精郎議員 どれほどの違法性、重過失の判決が確定した事実を直視すべき

○清水議員 全額放棄は地方議会に認められた裁量権の範囲の逸脱、濫用に当たる

採決

採決の結果、賛成多数で原案のとおり、全ての権利を放棄することが可決されました。

平成26年第2回・第3回臨時会議決結果

●第2回臨時会 平成26年4月22日開催

☆	平成25年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
★	専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)
◎	平成26年度滝川市一般会計補正予算(第1号)
◎	平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
◎	平成26年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)
◎	滝川市税条例等の一部を改正する条例
◎	滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

●第3回臨時会 平成26年5月22日開催

☆	専決処分について(訴えの提起)
○	権利の放棄について (反対 渡辺精郎 清水)
■	権利の放棄についてに対する修正案 (賛成 渡辺精郎 清水)

☆ 報告済 ★ 報告承認
◎ 全会一致可決 ○ 賛成多数可決
■ 賛成少数否決

※議決結果の概要については、滝川市公式ホームページ内の市議会のページでもご覧いただけます。